

府中市保育所における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第72号

府中市保育所における保育に関する規則の一部を改正する規則

府中市保育所における保育に関する規則（平成27年3月府中市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(入所の承諾又は不承諾) 第4条 市長は、 <u>前条の規定</u> による申込みの内容について審査し、承諾するときは <u>施設利用承諾通知書</u> により、正当な理由により承諾しないときは <u>施設利用不承諾通知書（第2号様式）</u> により、当該申込みに係る保護者に通知するものとする。	(入所の承諾又は不承諾) 第4条 市長は、 <u>前項の規定</u> による申込みの内容について審査し、承諾するときは <u>保育所入所承諾通知書（第2号様式）</u> により、正当な理由により承諾しないときは <u>保育所入所不承諾通知書（第3号様式）</u> により、当該申込みに係る保護者に通知するものとする。
【削除】	2 <u>市長は、前項の規定による入所の承諾をしたときは、当該承諾をした児童（次条において「保育所入所児童」という。）について保育児童台帳（第4号様式）を作成するものとする。</u>

(保育所における保育の実施の解除等)

第5条 市長は、前条の規定により承諾した児童が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、保育所における保育の実施を解除することができる。

(1)～(3) 省 略

2 市長は、前項の規定により保育所における保育の実施を解除したときは、保育実施解除通知書により、当該解除に係る保護者に通知するものとする。

3 省 略

(保育所における保育の実施の解除等)

第5条 市長は、保育所入所児童が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、保育所における保育の実施を解除することができる。

(1)～(3) 省 略

2 市長は、前項の規定により保育所における保育の実施を解除したときは、保育実施解除通知書（第5号様式）により、当該解除に係る保護者に通知するものとする。

3 省 略

第2号様式を削る。

第3号様式中「保育所入所不承諾通知書」を「施設利用不承諾通知書」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式及び第5号様式を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市保育所における保育に関する規則の規定は、令和7年11月25日から適用する。